

河長監第53-4号

平成30年3月28日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

堀川 和彦

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

市民生活部

第2 監査対象期間

平成28年度及び平成29年度（監査実施時まで）

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 平成29年12月26日（火）から平成30年
3月22日（木）まで

(2) 委員監査 平成30年3月26日（月）

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するもの、意見を付すものが見受けられました。

指摘事項

<市民窓口課>

物品購入について

物品購入の際の請書が見受けられないものがいくつか、見積書の日付が空欄のものが多数ありました。

5万円以上20万円以下の物品購入は、請書が必要です。

次年度に使用する物品の購入が、いくつか見受けられました。

地方自治体の予算は、会計年度単位であり、当該年度の予算は、当該年度に執行することが原則です。

市民窓口課は、適正な物品購入を心がける必要があります。

<自治協働課>

1 河内長野市立三日市市民ホールについて

- (1) 河内長野市立三日市市民ホールの「使用料還付請求書兼受領書」のあて先は、指定管理者の代表取締役となっていました。

同ホールは使用料制となっており、その使用料の還付は市長の権限とされていますので、河内長野市立三日市市民ホール使用料還付請求書兼受領書のあて先は、河内長野市立三日市市民ホール条例施行規則に基づき、指定管理者の代表取締役ではなく市長が適切です。

また、指定管理者の使用許可手続の間違いによる還付が多数行われていました。

自治協働課は、指定管理者に対し、適切な指定管理業務の遂行を指導し、再発防止に努めてください。

- (2) 河内長野市立三日市市民ホール使用料の還付は、自治協働課長が資金前渡職員として、資金を受け、指定管理者にその資金を預け、指定管理者が還付請求者に還付を行っていました。

資金前渡を受けた職員は、私人に公金の支払委託等を行うことなく、自ら債権者に還付を行う必要があります。

- (3) 河内長野市立三日市市民ホールの事業計画書は、口頭で自治協働課が承認していました。

「河内長野市立健康支援センター及び三日市市民ホールの管理運営に関する基本協定書」第10条第1項に基づく事業計画書の承認は、文書で行うことが適切です。

また、同事業計画書は、自治協働課からは、公表されていませんでした。

事業計画書は、「河内長野市立健康支援センター及び三日市市民ホールの管理運営に関する基本協定書」第10条第5項に基づき公表しなければなりません。

- (4) 河内長野市立三日市市民ホールの指定管理業務の事業報告書は、河内長野市立三日市市民ホール管理経費の額は報告されていましたが、河内長野市立健康支援センターと三日市市民ホールがあわさった形で報告されてきました。当該報告書だけでは人件費等が適正であるか等適切な指定管理が行われているか判断することが困難な状況でした。

自治協働課は、市民が見ても適切な指定管理ができていると理解できるような業務報告書を求めることが適切です。

また、適正な指定管理ができているか否かが判断しがたい場合は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、経理状況の報告や実地調査を検討する必要があります。

2 コミュニティセンターの管理等について

- (1) コミュニティセンターは、平成28年4月1日から自治協働課が管理していました。しかしながら、コミュニティセンターの管理は、河内長野市立コミュニティセンター条例（以下「条例」という。）第2条の2の規定により、原則として指定管理者に行わせることとされています。

市が直接管理するようになってから2年が経過しましたが、

今後、長期にわたり指定管理者を新たに指定しない場合は、条例改正等の対応を検討する必要があります。

- (2) 自治協働課は、あやたホールの指定管理を行っていた団体から河内長野市立コミュニティセンター使用料減額・免除申請書の提出を受け、小山田コミュニティセンターの使用料を免除していました。

現在、指定管理者でない同団体は、条例第6条第3項第2号の規定により、河内長野市立コミュニティセンター使用料の免除を受けることができません。今後、適切な対応を検討する必要があります。